

深圳における越境通学者の発生要因と現状

柴 田 陽 一

本稿は、愛知県立大学の教養教育科目「グローバル学術交流」（オムニバス形式）の一回として、2020年11月に筆者が行った講義内容を基にしている。同様の内容は、2018年3月の日本地理学会2018年春期学術大会（於東京学芸大学）と2020年11月の愛知県立大学大学院国際文化研究科の合同ゼミ「多様性のフィールド学」でも口頭発表した。本誌の性質を考慮するなら、文章を常体に直すべきかもしれないが、講義の雰囲気損なわないように敬体のままとすることにした。

I はじめに一境界で区切られた深圳と香港—

深圳という都市の名前を、みなさんは聞いたことがあるでしょうか。中国広東省の深圳市は香港特別行政区に隣接し、1978年に始まる改革開放政策の中でいち早く経済特区に指定された都市として、中学校や高等学校の地理教科書でも必ず言及されています。「圳」という漢字は日本で余り使わないことから、日本のメディアでは「深セン」と表記されていることも多いでしょう。広東省宝安県を母体として、新たに深圳市が設立されたのは1979年3月のことです。翌1980年8月に経済特区に指定された後の深圳の急速な発展は、1979年当初は約31万人であった人口が2018年に1300万人を超えたことによく表れています¹⁾。現在の深圳市を訪れると、摩天楼が立ち並ぶ景観に圧倒されるに違いありません。ハイテク都市、中国のシリコンバレー、ドローン（UAV）の一大生産地として、深圳の名前を聞いた人もいないかもしれません。

まず、写真1を見てください²⁾。この写真は地下鉄の深圳湾公園駅付近の海



写真1 深圳湾公園から見た深圳湾

岸から南西方向を写したものです。右側に深圳、中央に2007年7月に通行可能となった深圳湾公路大橋、左側に香港が写っています。深圳側に南山区の高層ビル群が見えるのに対し、香港側は山ぐらいいしか見えませんが、もう少し左側（つまり方角としては南）まで写すことができれば、元朗区の高層ビル群を目にすることができます。

イギリスの植民地であった香港が中国に返還されたのは1997年7月です。それ以後、香港は中国の特別行政区と位置づけられ、いわゆる「一国二制度」が施行されています。この制度に基づき、2047年までは「高度な自治」が認められ、資本主義システムが継続して採用されることになっていますが、近年は「中港融合」政策を進める中国政府の締め付けがきつくなり、逃亡犯条例改正案の撤廃や普通選挙の実現を含む「五大目標」の達成を目的とするデモが発生しました。それに対し、中国政府が2020年7月に香港国家安全維持法を施行し、その後、違法集会を扇動したなどとして民主活動家が相次いで逮捕されたことは、日本のニュースでも盛んに報道されていました。香港はいま「自由」の危機に直面しているように思われます。

しかしながら、少し前にさかのぼれば、香港は中国本土よりも相対的に「自由」でした。中国人であるよりも香港人である方が、将来に大きな可能性が開けると考えられていました。そして、深圳と香港は隣接しながらも、両都市間

には明確に境界 (border もしくは boundary)³⁾が存在し、人や物の移動はコントロールポイント——深圳側では「口岸」、香港側では「管制站」と言います——で管理され、結果として異なる世界が広がっています。例えば、言語的には、深圳は普通話と簡体字、香港は英語・広東語と繁体字です。ただし、深圳は中国各地から流入してきた人が多くいるので普通話がメインですが、広東語を話す人も多く住んでいます。パスポートの種類とその効力も、中国と香港では違いがあります。香港パスポートによりビザなし、または到着ビザで入国できる国の数は、中国パスポートの2倍以上です。通貨も深圳は人民元 (CNY もしくは RMB) ですが、香港は香港ドル (HKD) です。Google Public Data Explorerによると、2017年の一人当たり GDP は中国が8,759米ドルに対し、香港が46,225米ドルで5倍以上の開きがあります (ちなみに日本は38,331米ドル)。両都市を比べると、他にも多くの違いがあります。したがって、深圳と香港間の境界は国境とは言えませんが、国境に準ずるものと考えてよいでしょう。

II 越境通学という現象への注目

このように境界で区切られた深圳と香港という両都市をめぐっては、さまざまな興味深い問題が生じているのですが、本稿は深圳から香港へ越境通学している子どもに注目します。というのは、日本と同じく、中国でも香港でも小学校と中学校 (中国語では初級中学と言います) の9年間が無償で受けられる義務教育です。つまり、小学校や中学校の教育は、政府が住民に提供している公共サービスであるわけです。

にもかかわらず、香港返還時には500人程度であった越境通学者 (中国語では「跨境学童」「跨境児童」「深港学童」などと言います) の数は、2017-2018年度には3万人近くとなりました。なぜこんなにたくさんの越境通学者が発生したのでしょうか。その時期はいつからなのでしょうか。彼らの通学方法はどのようなものなのでしょうか。越境通学をめぐって他にどのような問題が生じているのでしょうか。

越境通学という現象については、管見の限りでも、既に多くの論文 (Lo

2006; Leung 2012a, 2012b, 2017; Chan 2017; Chan 2018)⁴⁾や総説 (Xu 2018)⁵⁾が発表されています。ただ、ほとんどの論文や総説は発表された時期がやや古いため、最新の動向までフォローされているとは言えません。例えば、2017年に深圳市はそれまでの方針を変更し、同市に居住する香港居住権を持つ子どもも公立学校で無償の義務教育を受けられるようになりました。このことは越境通学者の数に影響を与える可能性があるでしょう。また、2017年の『東洋経済オンライン』に掲載された「中国本土から香港に通う子供たち」(宮崎 2017)をはじめとして、日本語・中国語・英語で書かれたさまざまなネット記事の中にも、非常に示唆的な内容を含んでいるものがあります。

本稿は、こうした各種の文献に加えて、2017年8月に行った現地調査に基づき、上記の問いを検討していきます。その上で、越境通学という現象が深圳と香港双方にとって、いったいどのような意味——メリットとデメリットなど——があるのかについて、両都市を区切る境界の作用に注目して考えてみたいと思います。

ところで、2020年11月20日にバイ・シュエ (白雪) 監督⁶⁾の「THE CROSSING —香港と大陸をまたぐ少女—⁷⁾という映画が日本で公開されました。2018年に製作されたもので、原題は「過春天 (過ぎた春) —THE CROSSING—」と言います。ちなみに「過春天」という言葉は、主人公がかかわることになる密輸団が「商品が無事通関を通った」ことを表す隠語として使われています。

主人公のペイペイ (佩佩) は香港人の父と中国人の母を持ち、深圳から香港へ越境通学している16歳の高校生です。主人公は香港で生まれたため香港居住権を持っていますが、現在は母親と二人で深圳に暮らしています。というのも、かつて香港と深圳を往き来するトラックドライバーであった父親が深圳に出稼ぎに来ていた母親と出会って主人公が生まれたわけですが、両親は結婚していません。父親は香港で別の家族を持っており、母親は深圳での愛人という位置づけです。しかも、母親はふだん麻雀の勝負で生計を立てており、娘には無関心です。そういう複雑な家庭環境にあるために、主人公は心のよりどころを探しているわけですが、その過程で「一国二制度」下に置かれている深圳と香港との関税の違いを利用したスマートフォン (iPhone 6) の密輸にかかわっ

ていくことになります。

「過春天—THE CROSSING—」は2019年3月の第14回大阪アジア映画祭で「来るべき才能賞 (Most Promising Talent Award)」を受賞しましたが⁸⁾、その理由は「地理的、政治的な境界、人と人との境界、私たちの内や外にある様々な境界。多文化社会の中で、子どもから大人へと未知の領域に踏み込んでしまう少女の姿を、伝統的な構成と語り口を用いながらも、監督の新鮮な目線で観客の目を釘付けにしました⁹⁾と説明されています。また、バイ・シュエ監督は最近のインタビューの中で、越境通学する子どもたちは「世界的にも珍しい人たちではないでしょうか。彼女たちはさまざまな面で二重の環境や教育から影響を受け、一人で二つの価値観を持っています」とか、「ボーダーで起こる物語には個人的にとっても心惹かれます。自然と衝突が発生するからです」と述べています(新田 2020)。ここからも、越境通学という現象がさまざまな意味での境界と密接にかかわる問題だということがよく分かると思います。

映画の主人公のように片方の親が香港人で、もう片方の親が中国人である子どもは「単非」の子どもと呼ばれています。しかし、越境通学者の大半は、両親が中国人であるにもかかわらず、子どもだけ香港居住権を持っている「双非」の子どもです。しかも、映画は「幼稚園児や小学生のお芝居を撮るのは難しい」との理由から高校生を主人公としていますが(新田 2020)、2003年以降(特に2006年以降)急増した「双非」の子どもの中で既に高校生や中学生の年齢に達した者はまだそんなに多くありません。

III 越境通学者の保護者へのインタビュー調査

2017年8月の現地調査は、京都大学の小島泰雄氏を代表者とする科研費(基盤研究(B))「中国華南の地域構造の再編に関する地理学的調査研究」(課題番号15H05169)を用いて実施しました。小島氏と筆者のほか、5人の日本の研究者が調査に参加しました。日本人が中国で調査を実施するにはカウンターパートの協力が必要です。このときは広州市にある中山大学地理科学与规划学院の劉雲剛(Liu Yungang)氏と彼の研究室に所属するポストドクターや大学院生たちに協力していただきました。

表1 インタビュー調査の対象者一覧

| ID | 父母戸籍 | 父母職業 | 居住地 | 子ども*1 | 学校名 | 学校所在地 | 通学方法 深圳側 | 通学方法 香港側 | 利用口岸 | 通学費 (毎月) | 教材費 (每学期) |
|----|------------------|-----------------------------------|--------------------|--|------------------------|--------|-------------------------|------------------|------------|--|--------------|
| A | 双非(深圳) | 店舗経営 | 羅湖区 和平茂業 | 長女(大4)、 [長男(10・ 小4)] | 鳳溪第一小 学*2 | 北区・上水 | バス(小1~ 小3) | バス | 文錦渡 | 1600元(深圳 側)、1100元 (香港側) | 1600-1800元 |
| B | 双非(非深 圳) | 海産物 | 羅湖区 立新花園 | 第一子、第二 子、[第三子 (男・10・小 4)] | 鳳溪第一小学 | 北区・上水 | バス | バス | 文錦渡 | 1800元(前年 は1600元) | 1800元 |
| C | 双非(父不 明、母深圳) | 不明 | 羅湖区 深圳小学校付 近 | 長男(7・小 1)、[長女(5・ 幼2)] | 鳳溪幼兒園 | 北区・上水 | 送迎 | バス | 羅湖 | 数百元(香港 側) | 1000元 |
| D | 双非(非深 圳) | 売店 | 羅湖区 南海中心 | 第一子、第二 子、[第三子 (8・小2)]*3 | 上水の幼稚園 | 北区・上水 | 送迎 | バス | 羅湖 | 900元(香港 側) | 700-800元 |
| E | 双非(深圳) | アパレル | 羅湖区 東門天下 | 長男、[長女 (10・小5)] | 香海正覚蓮社 仏教正覚蓮社 学校 | 北区・粉嶺 | バス | バス | 文錦渡 羅湖 | 不明 1500元(香港 側) | 不明 |
| F | 双非(父非深 圳、母深圳) | 夫：アパレ ル。妻：携帯 アクセサリー | 羅湖区 東門中 | 長男(13・中 2)、[次男(9・ 小3)] | 香海正覚蓮社 仏教正覚蓮社 学校 | 北区・粉嶺 | 送迎 | バス | 羅湖 | 1800元(香港 側) | 数百元 |
| G | 双非(深圳) | 夫：海産物、 妻：看護婦→ 主婦(長女出 産後) | 羅湖区 蘭亭国際名園 | 長女(中2)、 [次女(10・ 小5)]、[三女 (7・小2)]、 [長男(4・5・ 幼2)]*4 | 沙頭角中心小 学 | 北区・沙頭角 | 送迎(次女： ~小2) | バス | 沙頭角 | 不明 | 不明 |
| | | | | | | | 送迎(次女： 小3~) | 徒歩 | 沙頭角 | 不明 | |
| | | | | | | | バス(次女： 小4、三女： 小1) | 徒歩(次女) バス(三女) | 沙頭角 沙頭角 | 750元(深圳 側、一人分)、 4000元(香 港側、三女 分) | 1600-1700元 |

深圳における越境通学者の発生要因と現状

| | | | | | | | | | | | |
|---|---------------|---------------------------|---------------|--------------------------|--|--------------------|---|---------------|------------------|------------------------------------|---------------|
| H | 双非 (深圳) | 夫：不明、妻：カルフォルニア州→主婦(長男出産後) | 福田区 荔福花園 | [長男 (10・小5)]、[次男 (7・小2)] | 大埔旧墟公立学校*5 | 大埔区・大埔 | 送迎 (長男：幼～小3) 自力 (長男：小4、次男：小1～) | バス 電車+公共バス | 福田 福田 | 1000元 (香港側) 不明 | 1000-2000香港ドル |
| I | 単非 (父香港、母非深圳) | 夫：歯医者、妻：歯医者→主婦 (長男出産後) | 羅湖区 立新花園付近 | [長男 (11・小5)]、[長女 (6・小1)] | 荔枝角の幼稚園 大埔浸信会公立学校、太和の幼稚園 大埔浸信会公立学校 | 深水埗区・荔枝角 大埔区・大埔 | バス (長男：～小1) 送迎 (長男：小2、長女：幼1～長男：小3、長女：幼2) 自力 (長男：小4) | バス 電車+公共バス | 文錦渡 文錦渡 羅湖 | 600元 (深圳側)、1600元 (香港側) 不明 不明 | 1400元 |
| K | 単非 (父深圳、母香港) | アパレル | 羅湖区 東門付近 | [長男 (10・小4)]、[長女 (8・小2)] | 荃湾商会学校*6 | 葵青区・青衣 | 送迎 (長男：小3～、長女：小1～)*7 | バス | 皇崗 | 1500元 (香港側) | 1400-1500元 |

- 注1：香港居住権を持つ子どもは「」で示し、香港に越境通学している／いた子どもにも下線を付した。学年は2017年度 (同年9月から翌年7月まで) のものである。幼1～3は幼稚園の年少・年中・年長を指す。
- 注2：幼稚園は香港の鳳溪第一小学が経営する深圳の幼稚園に通っていた。
- 注3：香港居住権を持つ第三子が香港に越境通学していたのは幼稚園の時であり、現在は自宅付近の深圳人民小学に通っている。
- 注4：香港居住権を持つ長男は現在、深圳の幼稚園に通っているが、小1から香港に越境通学する予定である。
- 注5：長男・次男ともに幼稚園も香港に越境通学していた。
- 注6：長男が小3、長女が小1まで深圳市羅湖区港人子弟学校に通学していた。幼稚園も深圳市財貿幼稚園であり、越境通学ではない。
- 注7：香港の小学校への転校に伴い、英語による教育に付いていないとの理由から、長男・長女ともに取次いで各学年 (小3・小1) を二度することになった。
- 資料：2017年8月のインタビュー調査

各研究者はそれぞれ別の研究テーマを持ち、別の調査を実施しました。小島氏は農村、別の人は都市、さらに別の人は民族といった具合です。私は大学院生の呉寅姍（Wu Yinshan）さん¹⁰⁾とペアを組み、越境通学者の保護者へのインタビュー調査を行いました。さらに、コントロールポイント（口岸）を訪ねて施設の整備状況や越境する人びとの様子を観察したり、越境通学者のサポート機関であるNPOや、関連業者であるスクールバス会社や学習塾でも簡単なインタビュー調査を行いました。

インタビュー調査の対象となる越境通学者の保護者は、闇雲に探しても見つかるものではありません。今回の調査では、深圳在住の呉さんの母親に協力していただき、彼女の交友ネットワークを利用して探しました。結果として、母親と旧知の関係であったり、知り合いの知り合いぐらいの関係にあったりする計10人から話を聞くことができました。事例の代表性については問題なしとは言えませんが、代わりに呉さんの母親との関係上、通常よりも立ち入った内容まで話してもらうことができたのではないかと考えています。

表1はインタビュー調査の対象者の情報をまとめたものです。父母戸籍の列は、「単非」か「双非」かを示しています。先ほど触れたように、「単非」は片方の親が香港人で、もう片方の親が中国人です。「双非」は両親が共に中国人であることを意味しています。子どもの列は、どのような兄弟構成か、第何子が香港居住権を持っているのか、第何子が越境通学しているのか、という情報を示しました。通学方法（深圳側・香港側）、利用口岸、通学費の列に関しては、子どもの成長や家庭の事情に伴って内容が変化した場合、そのことが分かるようにまとめました。表1については、この後も何度も立ち返ることになると思います。

IV 越境通学者の発生要因

続いて、越境通学者の発生要因を検討していきます。インタビューで聞き取った内容や各種の文献から考えると、要因は大きく次の三つに分けられると思います。一つ目は、中国政府が2015年まで推し進めていた一人っ子政策です。二つ目は、香港政府が2001年から中国人に対して適用した出生地主義で

す。三つ目は、深圳と香港における教育費や教育の質の違いです。ここからは三つの要因を順に検討していきます。

1 一人っ子政策

まず、一人っ子政策は中国政府が1979年から2015年まで実施していた政策です。人口抑制のために始めたわけですが、いろんな問題を引き起こした政策でもあります。例えば、第二子が生まれてしまった場合、その子どもを戸籍に入れないという問題が発生しました。公共サービスを受けることのできない「黒孩子」と呼ばれる無戸籍者は約1300万人いると考えられています。また、家の跡継ぎとなる男児を希望する夫婦が多く、胎児の性別鑑定をして女兒の場合は人工妊娠中絶をし、結果として人口のバランス、性比が大きく崩れてしまったという問題も発生しました。つまり、結婚しようと思っても、男の人に比べて女の人が明らかに少なく、お嫁さんの奪い合いになるというわけです。

他にもいろんな問題が起きていますが、この原因は一人っ子政策が第二子以降を出産した場合に課していた罰則にあると言ってよいでしょう。例えば、超過出産費の徴収、社会養育費の徴収、医療費と出産入院費の自弁、さらには昇給や昇進の停止などです。ただし、注意しておかないといけないのは、一人っ子政策だからと言って全国一律どの家庭でも一人っ子しか不可というわけではないということです。都市戸籍と農村戸籍、漢族と少数民族、さらには居住する地区などによって、出産規制は異なっていました。

しかし、こうした罰則、なかでも特に年収の3～8倍とも5～10倍とも言われる高額な罰金が存在したために、香港に隣接した深圳では、中国で第二子を産んで罰則を受けるぐらいなら香港で産めばよいのでは、という考え方が出てきたということが指摘できると思います。というのも、次節で述べるように、香港で出産した子どもは香港居住権を得ることができ、両親の戸籍に入る必要性がありません。つまり、第二子出産の罰則を受けずに済むわけです。中国人妊婦による香港での出産は、いわば一人っ子政策の抜け道であると言えるでしょう。

表2は、2013年から2018年までの各年に生まれた子どものうち第一子、第

表2 深圳市における新生児の出生順位別の割合 (2013-2018年)

| | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 第一子 | 79.7 | 78.2 | 69.6 | 57.3 | 42.3 | 45.0 |
| 第二子 | 18.9 | 20.5 | 29.1 | 40.6 | 54.6 | 49.9 |
| 第三子以降 | 1.4 | 1.3 | 1.3 | 2.1 | 3.1 | 5.1 |

資料：『深圳統計年鑑』2015-2019年の第三部分「人口和労働力」の「計劃生育情況」

二子、第三子以降の割合を示したものです。2013年と2014年は、第一子が8割弱、第二子が2割前後を占めていました。ところが、2015年10月に一人っ子政策の廃止が決まると、もの見事と言ってよいと思いますが、2016年に第二子の割合が40.6%に跳ね上がりました。一人っ子政策廃止を受け、子どもを産みたいと考えていた人たちが一気に子どもを産んだものと考えられます。2017年には第一子(42.3%)よりも第二子(54.6%)を出産した割合が上回りました。この傾向は2018年も続いています。一人っ子政策の終焉をよく表したデータだと言えます。

2 出生地主義

次に、出生地主義 (Jus Soli) です。日本のテレビやネットを見ていると、アメリカ合衆国で出産した芸能人の子どもがアメリカ国籍を付与され、二重国籍になったというようなニュースに接することがあると思います。それはアメリカ合衆国が自国の領域で生まれた子どもについては、出生地がアメリカであるとの理由からアメリカ国籍を付与する制度を採用しているからです。このことは1868年に批准されたアメリカ合衆国憲法修正第14条で定められています。世界全体で見ると日本・中国・韓国をはじめ大多数の国では血統主義を採用しているわけですが、アメリカ合衆国以外にも、カナダ・メキシコ・ブラジル・アルゼンチンなど出生地主義を採用している国があります。

同様に、香港でも実は条件付きで出生地主義が採用されています。2001年7月19日に、日本で言うと最高裁判所に当たる香港終審法院 (Hong Kong Court of Final Appeal) で、その後大きな影響を与えることになる「莊豊源案」という、1999年4月に始まった裁判の判決が出ました。莊豊源 (Chong Fung

Yuen) とは、1997年9月に香港で中国人の両親から生まれた男の子の名前です。彼に香港居住権を認めるかどうかをめぐって、香港基本法第24条1項の「香港で生まれた中国公民に香港居住権を認める」の「中国公民」がいったい誰を指すのが争点となりました。判決の結果、この「中国公民」とは中華人民共和国の国籍を持つ人を指すことが明らかとなり、彼に香港居住権が認められました。要するに、中国国籍を持つ人が境界を越えて香港で子どもを産めば、その子どもには出生地主義が適用され、香港居住権が付与されることになったわけです。居住権を持つということは、義務教育、公的な医療制度、社会保障制度を受ける権利があることを意味します。しかも、前節で述べた第二子出産の罰則を受けることもありません。

したがって、2001年7月20日以降、香港で子どもを出産しようとする中国人妊婦が増えていくことになります。表3は、2001年から2019年までの香港人妊婦と中国人妊婦から生まれた新生児数及びその割合を示したものです。2001年以前も、両親のどちらかが香港人で、中国人と結婚して香港で子どもが生まれた場合は香港居住権が付与されていたので、映画の主人公と同じく「単非」の子どもは一定数いました。両親の組み合わせとしては、夫が香港人で妻が中国人という例が圧倒的に多かったようです。表3の「中国人妊婦」のうち「夫が香港人」の列がこれに該当し、2001年には総出生数の14.9%を占めていたことが分かります。

これに対し、両親とも香港人ではない「双非」の子どもについては、「中国人妊婦」のうち「夫が中国人」の列を見ればよいのですが、2001年には1.3%に過ぎませんでした。ところが、その後急激に存在感を増していきます。2006年には「双非」の子どもは16,044人(24.4%)となり、「単非」の9,438人(14.4%)を上回っただけでなく、総出生数の約4分の1を占めることになりました。「双非」の子どもの割合はその後上がり続け、2011年には実に総出生数の37.4%に至りました。また、2008年から2011年まで中国人妊婦から生まれた新生児が、総出生数の40%台であったことも注目されます。2001年から2012年にかけて越境出産で生まれた「双非」の子どもは、212,516人(「夫が中国人」と「その他」を合わせた数字)でした。

表3 香港人妊婦と中国人妊婦から生まれた新生児数及びその割合（2001-2019年）

| 年 | 総出生数 | 香港人妊婦 | 中国人妊婦 | | | |
|------|--------|---------------|--------------|---------------|-------------|---------------|
| | | | 夫が香港人 | 夫が中国人 | その他 | 小計 |
| 2001 | 48,219 | 40,409 (83.8) | 7,190 (14.9) | 620 (1.3) | N/A | 7,810 (16.2) |
| 2002 | 48,209 | 39,703 (82.4) | 7,256 (15.1) | 1,250 (2.6) | N/A | 8,506 (17.6) |
| 2003 | 46,965 | 36,837 (78.4) | 7,962 (17.0) | 2,070 (4.4) | 96 (0.2) | 10,128 (21.6) |
| 2004 | 49,796 | 36,587 (73.5) | 8,896 (17.9) | 4,102 (8.2) | 211 (0.4) | 13,209 (26.5) |
| 2005 | 57,098 | 37,560 (65.8) | 9,879 (17.3) | 9,273 (16.2) | 386 (0.7) | 19,538 (34.2) |
| 2006 | 65,626 | 39,494 (60.2) | 9,438 (14.4) | 16,044 (24.4) | 650 (1.0) | 26,132 (39.8) |
| 2007 | 70,875 | 43,301 (61.1) | 7,989 (11.3) | 18,816 (26.5) | 769 (1.1) | 27,574 (38.9) |
| 2008 | 78,822 | 45,257 (57.4) | 7,228 (9.2) | 25,269 (32.1) | 1,068 (1.4) | 33,565 (42.6) |
| 2009 | 82,095 | 44,842 (54.6) | 6,213 (7.6) | 29,766 (36.3) | 1,274 (1.6) | 37,253 (45.4) |
| 2010 | 88,584 | 47,936 (54.1) | 6,169 (7.0) | 32,653 (36.9) | 1,826 (2.1) | 40,648 (45.9) |
| 2011 | 95,451 | 51,469 (53.9) | 6,110 (6.4) | 35,736 (37.4) | 2,136 (2.2) | 43,982 (46.1) |
| 2012 | 91,558 | 58,359 (63.7) | 4,698 (5.1) | 26,715 (29.2) | 1,786 (2.0) | 33,199 (36.3) |
| 2013 | 57,084 | 51,587 (90.4) | 4,670 (8.2) | 790 (1.4) | 37 (0.1) | 5,497 (9.6) |
| 2014 | 62,305 | 56,281 (90.3) | 5,179 (8.3) | 823 (1.3) | 22 (0.0) | 6,024 (9.7) |
| 2015 | 59,878 | 54,312 (90.7) | 4,775 (8.0) | 775 (1.3) | 16 (0.0) | 5,566 (9.3) |
| 2016 | 60,856 | 55,877 (91.8) | 4,370 (7.2) | 606 (1.0) | 3 (0.0) | 4,979 (8.2) |
| 2017 | 56,548 | 52,214 (92.3) | 3,826 (6.8) | 502 (0.9) | 6 (0.0) | 4,334 (7.7) |
| 2018 | 53,716 | 49,733 (92.6) | 3,549 (6.6) | 434 (0.8) | N/A | 3,983 (7.4) |
| 2019 | 52,856 | 49,115 (92.9) | 3,343 (6.3) | 393 (0.7) | 5 (0.0) | 3,741 (7.1) |

注1：（ ）内は総出生数に占める割合、N/A はデータが存在しないことを指す。

注2：中国人妊婦のうち、「夫が中国人」の列は、香港に居住していない中国人と香港に移り住んで7年未満の中国人の両方を含んでいる。

注3：中国人妊婦のうち、「その他」の列は、子どもの出生登録時に父親の情報を提示しなかった中国人妊婦から生まれた新生児数である。

資料：『香港統計月刊』2015年12月、2018年12月、2020年12月附載の「専門文章」（いずれも「香港生育趨勢」に関する内容）

ところで、このような「双非」の子どもの増加に拍車をかけることになる制度改革が2003年7月28日にありました。「港澳個人訪問計画（Individual Visit Scheme）」です。「港澳個人遊」や「自由行」とも言います。もともと、この改革はSARSにより経済不況に陥った香港を回復させるために行われたものです。最終的には中国の49都市の住民が、香港と澳門へ「個人観光ビザ」で訪れ、最大7日間滞在することが可能になりました。49都市の内訳は、香港や澳門に隣接する広東省を除くと、直轄市と省都が大半を占めます。それ以前、中国人はちゃんとしたビジネスの用事とか団体ツアーでしか、香港や澳門へ行

くことはできませんでした。けれども、2003年の改革により、個人旅行で訪れることができるようになったわけですから、きわめて大きな変化と言えます。その結果、2002年には638万人であった香港を訪れる中国人の数は、2013年には4,075万人まで増加しました。これに伴って、中国人妊婦による越境出産も増えていったわけです。

多数の中国人妊婦が越境出産するようになると、香港では産婦人科や新生児関連のビジネスが大きな利益を上げるようになりました。例えば、2005年9月に香港の公立病院は、香港人以外の出産に対して20,000香港ドルの徴収を始めました。2007年1月にはその額は39,000香港ドル（予約なしの場合は48,000香港ドル）に値上げされています。にもかかわらず、表3が示すように、越境出産は全く減っていません。この背景には、2003年7月から2007年1月にかけて「港澳個人訪問計画」の適用地域が段階的に拡大されていったことがあると考えられます。加えて、40億元規模と言われる仲介産業が存在し、越境出産の手助けを行っていました。出生前診断を受けなかったり、ぎりぎりのタイミングで越境して救急処置室に入院したりと、通常よりもリスクがありますが、第二子出産により課せられる罰則を逃れることができ、しかも子どもに香港居住権が付与される越境出産はとても魅力的だったようです。

しかしながら、表3を見れば分かるように、2013年から「双非」の新生児はほとんどいなくなります。この理由は、「双非」の子どもが余りにも多くなり香港でいろいろな社会問題——本稿の主題である「双非」の子どもによる越境通学もその一つです——が起きたために、香港政府が中国人妊婦の受け入れを停止したためです。流れとしては、まず、2011年4月に公立病院で中国人妊婦の受け入れを停止し、続いて、2012年には35,000人のみ受け入れることにしました。また、出産に当たって予約なしの救急医療サービスを使用した場合は90,000香港ドルを徴収することにしました。そして、2013年から夫が香港人である場合、もしくは一部の例外——例えば、父親が「単程証（One Way Permit Scheme）」により香港に来たものの、まだ香港の永久住民になっていない場合——を除いて、中国人妊婦の受け入れを完全に停止すると宣言しました。この政策は「零双非政策」と呼ばれています。こうして、2013年1月以

降、「双非」の子どもが香港で生まれるということは、まずなくなっただけです。

3 教育費や教育の質の違い

三つ目の要因は、深圳と香港における教育費や教育の質の違いです。香港で生まれた子どもは香港居住権を付与されますので、香港永久住民と同じ権利と義務が発生し、義務教育を無償で受けることができます。これがあるからこそ、そして第二子を中国で産んで罰金を取られるぐらいなら、仲介業者を使っただけでもどうにか越境して香港で出産する妊婦が後を絶たなかったわけです。

香港居住権を持つ「双非」の子どもの場合、深圳に住んでいるのですが、深圳の公立学校に通うには手続きが通常よりも厄介であります。さらに香港居住権を持っているがゆえに、余計にお金を取られてしまうという状況にあります。したがって、深圳の公立学校に通った方が家から近くて通学時間が短くて済むというメリットはあると思うのですが、それ以外には全くと言ってよいほどメリットが見当たらないという状況になっているわけです。

深圳には香港人のための学校やクラスも存在しています。羅湖区にある深圳市羅湖区港人子弟学校（2001年設立）と宝安区にある深圳東方香港人子弟学校です。他にも、香港人の子どものためのクラスを設けている公立学校や私立学校が9つ（福田区4、宝安区3、竜華区1、南山区1）あります。しかしながら、これらの学校やクラスは通常の公立学校と比べて、高い学費を払う必要がありますので入学を避ける人が多いようです。深圳で香港人学校やクラスに入るぐらいであれば、香港の学校に越境通学するという選択をする人が多いということになります。Kによりますと、長男が小3、長女が小1まで深圳市羅湖区港人子弟学校に通わせていましたが、学費とスクールバス代が毎学期それぞれ15,000元、2,000元かかり、それ以外にも教材費などの諸費用が必要であったそうです。そのため、通学距離が遠くなるとうも、無償で義務教育を受けられる香港への越境入学に切り替えたとのことでした。

インタビューを行った保護者たちが口々に言うのは、中国と香港の教育には次のような質の違いがあるということです。中国については、詰め込み式の授業が行われ、大人数での教育が一般的であって、自分たちの子ども一人ひとり

までしっかりと面倒を見てはくれない、マナーの教育も欠けている、などいろいろと批判的なことを言います。それに対し、自分たちが子どもを香港に通わせていることもあるとは思いますが、香港は中国に比べると、自主性を尊び自分で考える力を育てる教育をしてくれる、中国ほど大人数でのクラスではなく、一人ひとりに目の届くような範囲の人数に抑えられていて、子どもの面倒をちゃんと見てくれる。マナー的な面でも、中国より礼儀正しく衛生的で独立心があり、時間を守るような、そんな子どもになるというようことを保護者たちはしきりに話します。

Gは中国で生まれた第一子と香港居住権を持つ第二子以降が同居する家庭ですが、インタビュー中に子どもたちが遊びに行ったすきを見計らって、保護者が第一子と第二子以降の受けている教育が大きく異なることを繰り返し強調しました。保護者の実感としては、中国の学校よりも香港の学校が良いと考えていることが分かります。

ここで付け加えておかないといけないのは、一緒に調査をした大学院生の母親の交友ネットワークを使っているということもあって、計10人から割と詳しい話を聞くことができたのですが、一方で時間が空いてないとか、いろいろな理由をつけて話をしてくれなかった人たちもいます。もしもこういう人たちにも話を聞くことができていたならば、全然違った意見が出てくる可能性もあったわけです。単に都合がつかなかったのではなく、語りたくなかった人たちもいると思いますから、ここで紹介したような意見が全てではおそらくはないと思います。しかし、子どもを香港に通わせている保護者としては、こういう感覚を持っているようです。

さらに、聞いたことがあると思いますが、中国ではGoogleは使えません。この調査で中国に行ったときもそうですが、ふだん私はGmailとかGoogleカレンダーとかGoogle Mapとか、Googleのアプリをいろいろ使って暮らしていますが、中国に行くときはGmailに届くメールをYahooメールに転送するように設定してから出かけます。というのは、Gmailに届いても中国では見ることができないからです。正確に言うと、スマホを使って見ようと思えば見られるのですが、そうすると料金が高く付きますので、ホテルのネットにつないで

メールをチェックしたければ Yahoo とか中国でも使えるものに転送しておかないと、Gmail だけに頼っていたら見られなくなるし、返せなくなってしまうということがあります。

このように中国では Google も検索できなければ、Google Map も使えないし、Facebook や Twitter も全部使うことができません。しかし、香港では、少なくとも現時点ではそれらが全て使えますので、そのような意味での情報の違いとか、そのような自由度の違いというのも、香港と深圳を区切る境界を越えるだけですけれども、厳然としてあるわけです。このことは強調しておいてよいと思います。

4 越境通学者数の増加

本章の最後に、越境通学者数の変化に触れておきたいと思います。各種文献に基づき作成した表 4 を見ると、2006-2007年度から2016-2017年度にかけて越境通学者数が一貫して増加していたことが分かります。2007-2008年度には5,000人、2011-2012年度には10,000人、2013-2014年度には20,000人を超えました。当然ではありますが、2001年以降「双非」の子どもが増えるにつれて、越境通学者数も増えてきたということが分かります。

しかし、ピークは2016-2017年度の28,659人で、それ以降は減少に転じています。幼稚園児を除いて、小学生と中学生・高校生の数に絞ると、2004-2005年度から2018-2019年度まで増加を続けていましたが、2019-2020年度に減少に転じています。というのは、「零双非政策」により2013年から中国人妊婦の受け入れをほぼ完全に停止したので、「双非」の子どもの供給源が絶たれてしまいました。したがって、今後は何かしらの制度改革が行われない限り、「双非」の子どもはほぼ増えることはなく、いなくなっていく一方だということです。

実際、最近の『蘋果日報』に載った記事¹¹⁾も、越境通学者数(幼稚園児を除く)が2018-2019年度にピークを迎えたものの、2019-2020年度はマイナスに転じたと報じています。今後、越境通学者数はさらに減っていくことが予想され、2030年頃には越境通学をめぐる問題はほとんど解消されているのかもしれない。

表4 香港への越境通学者数と利用口岸 (2001-2019年度)

| 年度 | 総数 | 幼稚園児 | 小学生 | 中学生・高校生 | 利用口岸 | | | | | | |
|-----------|-----------------|---------------|---------------|--------------|--------------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|-----|
| | | | | | 深圳湾 | 福田 | 皇崗 | 羅湖 | 文錦渡 | 沙頭角 | |
| 2001-2002 | 3,490 | N/A | N/A | N/A | N/A | N/A | N/A | N/A | N/A | N/A | N/A |
| 2002-2003 | 3,570 | N/A | N/A | N/A | N/A | N/A | N/A | N/A | N/A | N/A | N/A |
| 2003-2004 | 3,460 | N/A | N/A | N/A | N/A | N/A | N/A | N/A | N/A | N/A | N/A |
| 2004-2005 | 3,803 (3,070) | 733 (19.3) | 2,589 (68.1) | 481 (12.6) | N/A | N/A | N/A | N/A | N/A | N/A | N/A |
| 2005-2006 | 4,498 (3,536) | 962 (21.4) | 2,998 (66.7) | 538 (12.0) | N/A | N/A | N/A | N/A | N/A | N/A | N/A |
| 2006-2007 | 4,474 (3,677) | 797 (17.8) | 2,878 (64.3) | 799 (17.9) | N/A | N/A | N/A | N/A | N/A | N/A | N/A |
| 2007-2008 | 5,859 (4,403) | 1,456 (24.9) | 3,466 (59.2) | 937 (16.0) | N/A | N/A | N/A | N/A | N/A | N/A | N/A |
| 2008-2009 | 6,768 (4,988) | 1,780 (26.3) | 3,910 (57.8) | 1,078 (15.9) | 239 (3.5) | 1,740 (25.7) | 454 (6.7) | 3,014 (44.5) | 199 (2.9) | 1,122 (16.6) | |
| 2009-2010 | 8,038 (5,357) | 2,681 (33.4) | 4,090 (50.9) | 1,267 (15.8) | 512 (6.4) | 2,449 (30.5) | 416 (5.2) | 3,160 (39.3) | 332 (4.1) | 1,169 (14.5) | |
| 2010-2011 | 9,899 (6,113) | 3,786 (38.2) | 4,575 (46.2) | 1,538 (15.5) | 1,046 (10.6) | 3,349 (33.8) | 488 (4.9) | 3,523 (35.6) | 352 (3.6) | 1,141 (11.5) | |
| 2011-2012 | 12,865 (7,157) | 5,708 (44.4) | 5,276 (41.0) | 1,881 (14.6) | 2,229 (17.3) | 4,536 (35.3) | 223 (1.7) | 4,405 (34.2) | 430 (3.3) | 1,042 (8.0) | |
| 2012-2013 | 16,356 (8,902) | 7,454 (45.6) | 6,749 (41.3) | 2,153 (13.2) | 3,360 (20.5) | 6,001 (36.7) | 712 (4.4) | 4,551 (27.8) | 619 (3.8) | 1,113 (6.8) | |
| 2013-2014 | 20,871 (11,585) | 9,286 (44.5) | 9,081 (43.5) | 2,504 (12.0) | 5,202 (24.9) | 7,785 (37.3) | 774 (3.7) | 4,958 (23.8) | 1,028 (4.9) | 1,124 (5.4) | |
| 2014-2015 | 24,990 (14,626) | 10,364 (41.5) | 11,774 (47.1) | 2,852 (11.4) | 6,737 (27.0) | 9,021 (36.1) | 1,062 (4.2) | 5,485 (21.9) | 1,397 (5.6) | 1,288 (5.2) | |
| 2015-2016 | 28,106 (17,699) | 10,407 (37.0) | 14,567 (51.8) | 3,132 (11.1) | 7,800 (27.8) | 9,752 (34.7) | 1,573 (5.6) | 5,781 (20.6) | 1,826 (6.5) | 1,374 (4.9) | |
| 2016-2017 | 28,659 (20,813) | 7,846 (27.4) | 17,458 (60.9) | 3,355 (11.7) | 7,783 (27.2) | 9,693 (33.8) | 1,665 (5.8) | 5,876 (20.5) | 2,338 (8.2) | 1,304 (4.6) | |
| 2017-2018 | 27,909 (23,299) | 4,610 (16.5) | 19,215 (68.8) | 4,084 (14.6) | 7,098 (25.4) | 8,854 (31.7) | 2,216 (7.9) | 6,055 (21.7) | 2,457 (8.8) | 1,229 (4.4) | |
| 2018-2019 | 27,786 (25,755) | 2,031 (7.3) | 20,188 (72.7) | 5,567 (20.0) | 6,757 (24.3) | 9,193 (33.1) | 1,774 (6.4) | 6,429 (23.1) | 2,472 (8.9) | 1,161 (4.2) | |
| 2019-2020 | 27,054 (25,575) | 1,479 (5.5) | 17,974 (66.4) | 7,601 (28.1) | 6,246 (23.1) | 9,157 (33.8) | 1,655 (6.1) | 6,836 (25.3) | 1,998 (7.4) | 1,065 (3.9) | |

注1：総数の（）内は幼稚園児を除いた人数である。

注2：幼稚園児、小学生、中学生・高校生、利用口岸の（）内は総数に占める割合を指す。

注3：2019-2020年度の総数、小学生、中学生・高校生には、2018年10月開通の港珠澳大橋 (Hong Kong-Zhuhai-Macau Bridge) を利用した越境通学者数 (順に97、79、18人) が含まれている。

資料：Leung2012a; Chan2018; 香港特別行政区立法会教育事務委員会 (Legislative Council Panel on Education), Issues related to cross-boundary students and establishing schools in Shenzhen for children born in Hong Kong, LC Paper No. CB(4)925/14-15(06), 2015. [https://www.legco.gov.hk/yr14-15/english/panels/ed/papers/ed20150511cb4-925-6-e.pdf]; 香港大学社会科学学院督智計劃 (ExCEL3), The situation of cross-boundary students (CBS). [http://www.soecsc.hku.hk/ExCEL3/wp-content/uploads/2015/02/2-The-situation-of-Cross-Boundary-Students-CSB.pdf]; 香港特別行政区政府教育局 (Education Bureau), The number of cross-boundary students (CBS) using various land-based boundary control points, with a breakdown by class level. 資料一線通. [https://data.gov.hk/en-data/dataset/hk-cteb-crossbound-num-cbs-var-land]

V 越境通学の方法とその問題点

1 口岸（コントロールポイント）

図1は越境通学の舞台となっている深圳中心部と香港北部を示したものです。両都市は境界で区切られており、人や物の移動は7つのコントロールポイントで管理されています。ところで、コントロールポイント（control point）は香港側の呼び方です。漢字では「管制站」です。それに対し、中国側ではもともと港を意味し、現在では出入国審査場や国境検問所を意味する「口岸」という言葉を用います。英語はポート（port）です。インターネットを検索すると、他にもチェックポイント（checkpoint）やゲート（gate）という言葉で表現されている例も見つかります。以下では、越境通学者の居住地が深圳であり、私も深圳で現地調査を行ったことから、口岸という言葉を使うことにします。

2020年現在、図1の範囲には7つの口岸がありますが、それぞれの口岸が設置された年代にはかなり違いがあります。一番古いものは、1887年4月に設置された羅湖口岸（写真2）です。もとは九龍関と呼ばれていたようです。その後、長期間にわたって羅湖口岸のみの時代が続きますが、改革開放以前に文錦渡口岸（写真3）も設置されていたようです。それ以降は、1985年3月に沙頭角口岸（写真4）、1991年8月に皇崗口岸（写真5）が開設されていきます。さらに21世紀に入ると、香港返還10周年に当たる2007年1月に深圳湾口岸（写真6）、2007年8月に福田口岸が開設されました。

福田口岸と羅湖口岸には、深圳側は地下鉄、香港側はMTR（Mass Transit Railway、港鉄）が通じています。いわば鉄道の結節点です。それに対し、文錦渡口岸、沙頭角口岸、皇崗口岸、深圳湾口岸はトラックやバスなど自動車で通過する口岸です。

なお、現地調査を行った2017年8月当時は未開通でしたが、2020年8月に蓮塘口岸も供用開始となりました。写真7は建設中の蓮塘口岸です。左側に写っている巨大な建築物が口岸として整備されるものと思われます。中央に写っているフェンスと小さな川（深圳河）が境界の役目を果たしており、左側が香港、右側が深圳です。小さな川を挟んで香港と中国が接していることがよく分かる写真だと思います。

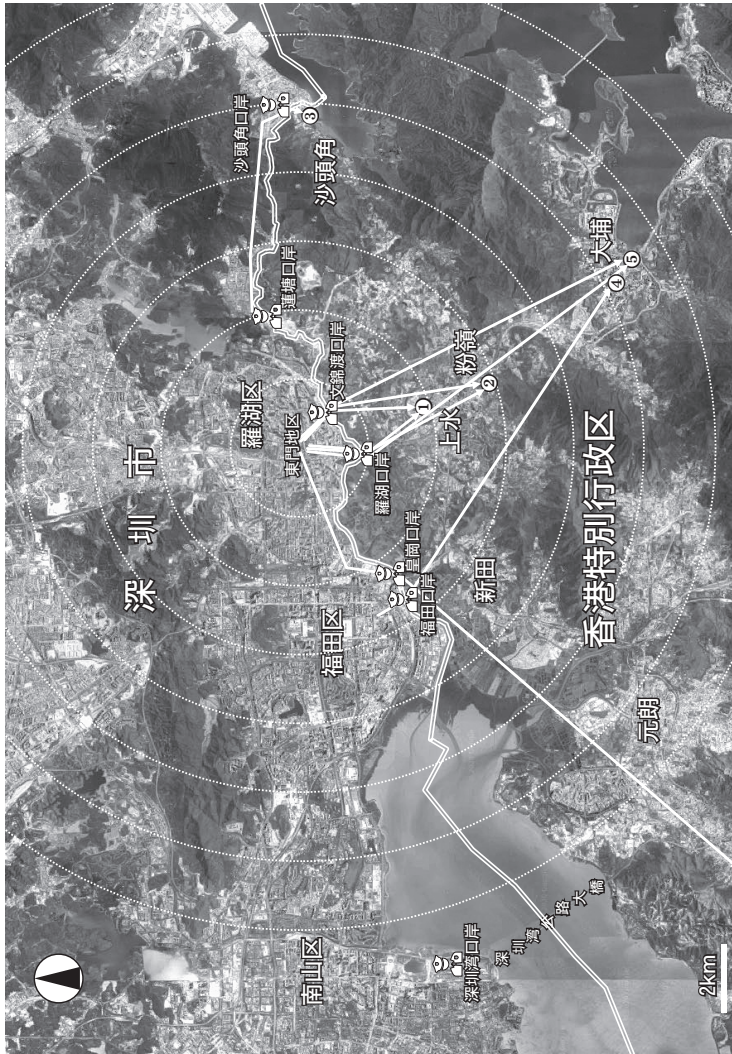


図1 深圳・香港間の口岸とインタビュ対象者の通学ルート

二重線は深圳・香港間の境界。矢印で示した通学ルートはインタビュ調査より作成。①は鳳溪第一小学および鳳溪第幼兒園、②は香海正覚蓮社仏教正覚蓮社学校、③は沙頭角中心小学、④は大埔旧墟公立学校、⑤は大埔浸信会公立学校の所在地。同心円（順に2 km, 4 km … 14km）は対象者の多くが居住する深圳市羅湖区の東門地区を中心としている。



写真2 羅湖口岸



写真3 文錦渡口岸



写真4 沙頭角口岸



写真5 皇崗口岸



写真6 深圳灣口岸



写真7 建設中の蓮塘口岸

2 通学方法

続いて、越境通学の方法とその問題点を検討していきたいと思います。まず確認しておきたいのは、越境通学には自宅から口岸までの深圳側の移動、そして境界を越えて管制站から学校までの香港側の移動が必要だということです。スクールバスとか公共交通機関とか自家用車とか徒歩とか、いろんな移動手段が使われています。しかし、どうしても通学時間が長くなってしまいます。日

本でも、もちろん遠くの小学校や中学校に通っていた人も中にはいると思いますが、基本的にはある程度狭い範囲で学区が設定されていたはずで、1時間以上歩かないと小学校や中学校がなかったという人はまずいないのではないかと思います。普通は2、30分くらいで行けるような距離に調整されているはずで、これに比べると、越境通学は通学時間がどうしても長くなってしまいます。

写真8・9・10・11は私が撮影したものです。夏休みである8月に調査に行ったものですから、子どもたちの姿を見ることはできませんでしたが、口岸に越境通学者のためのいろんな施設が設けられていることが分かりました。写真8は深圳湾口岸の越境通学者専用の通路が右側にあることを示した看板です。写真9は福田口岸の「学童験放区」を写したものです。中央に「学童験放区」を開放する時間（6:30-8:30、11:20-12:30）が記されています。その右には保護者は立ち止まってください、暴れたり騒いだりしないように、柵を越えないように、という注意書きが書かれています。写真10は同じく福田口岸の

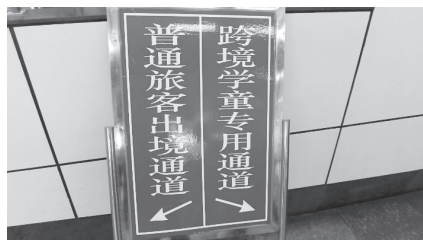


写真8 深圳湾口岸の「跨境学童専用通道」



写真9 福田口岸の「学童験放区」



写真10 福田口岸の「出境学童集合点」



写真11 文锦渡口口岸の「跨境学童接送车停靠区」

「出境学童集合点」を写したものです。看板の前に割と広い空間があり、越境通学者が集合して待機する場所として使われています。写真11は文錦渡口岸付近に設けられている送迎スペースです。越境通学する子どもたちの送迎車が停まる場所なので、証明書のない車は走らないようにと書かれています。

3 スクールバス会社

越境通学を支える移動手段の一つであるスクールバスの会社は数多くありますが、サービス内容から「越境バス」と「当地バス」に大別できます。「越境バス」は、バスから下車せずに越境できるもの（利用口岸は皇崗・文錦渡・沙頭角）とそうでないもの（深圳湾）にさらに分けられます。

一方、「当地バス」は羅湖や福田の口岸までの移動のみを扱うバスです。羅湖と福田の口岸の香港側には、電車が通じていますので、電車に乗り継げばそこから先に行けます。これに対し、皇崗・文錦渡・沙頭角の口岸は、越境してから車でないと先に行けません。したがって、どの口岸を利用するのかによって通学方法が違うということです。

香港特別行政区政府教育局のパンフレット「跨境学童交通安排須知」によると、2014-2015年度から2016-2017年度にかけてバスの便数は増加傾向にありました（2014-2015年度は170、2015-2016年度は207、2016-2017年度は223）。その後どうなったのかはまだ調査していませんが、もしかすると表4の越境通学者の増減に応じて2018-2019年度ぐらいをピークに減少しているのかもしれない。

越境通学には深圳側と香港側二段階の移動があるわけです。したがって、幼稚園や小学校低学年の子どもの場合、スクールバスの利用を選択することが多いようです。だんだん大きくなってくると公共交通機関や徒歩など、いろんな手段で口岸まで自分でアクセスして、境界を越えてさらに学校まで行くという子どもも増えてきます。中港通旅運有限公司の「中港通跨境学童校巴服務」というパンフレットには、サービス範囲が詳しく書かれてあり、バスがどういう場所を通るのが分かるようになっています。香港の学校と提携しているようで、サービスを提供している学校のリストも掲載されています。学校によって

利用口岸が違う点が興味を引きます。

ところで、スクールバスの会社は乱立と言ってよいほど、たくさんあります。広告を色々見つけましたので、試しにいくつかのバス会社に電話してみました。そうすると、番号の違う会社に電話したはずなのですが、転送されて結局同じ人につながるみたいなおりました。電話の向こうの人も、「あれ、また君か」という返しをしていました。広告にはたくさんのバス会社がかかれていたわけですが、実は多くの会社は一本化されていて、元締めのような人がいる印象でした。というわけで、このスクールバス会社の実態というものは、まだよくわからないのですが、利用者からバス代を結構とりますので、このことが越境通学する子どもたちの保護者には大きな負担となっていると思います。

4 通学先

インタビュー対象者の通学方法と利用口岸との関係は実にさまざまなのですが、口岸によって移動手段が違うことは指摘してもよいのではないかと思います。文錦渡口岸は、基本的に深圳側もバスで香港側もバスです。羅湖口岸は、深圳側は越境通学者が自分でアクセスしたり、保護者に送迎されてきたりして、香港側はバスや電車で学校に通うというケースが見られました。越境の仕方に関しては、結構さまざまであるということが言えそうです。しかし、さまざまではありますが、口岸によって多少は通学方法に違いがあるということが分かりました。

図1は自宅と学校の位置や越境通学のルートを示したものです。例えばGの場合、自宅は蓮塘口岸あたりですが、そこから一番東の沙頭角口岸に行って、境界を越えてすぐの学校に通っています。しかし、そうではない人もいます。自宅は口岸の近くですが、境界を越えてから学校までが結構遠い人もいます。距離としては、多くのインタビュー対象者が住んでいる東門地区を中心に2 km、4 km … 14kmの同心円を描いていますが、ものすごく遠いかって言われるとそうでもないということが分かります。境界を越えた後も、学校まで電車とかバスとかがありますので、乗り継いでいけば、無茶な通学距離であるというわけでは決してないわけです。だからこそ越境通学が成り立っているとい

うわけです。空間的にはこういう形で理解できるのかなと思います。

越境通学先の全般的な傾向としては、主に北区に集中していることを指摘できます。北区は香港特別行政区の最北に位置し、深圳に隣接した区です。深圳との境界には羅湖口岸、皇崗口岸、文錦渡口岸、沙頭角口岸という4つの口岸があり、MTR東鉄線（East Rail Line）が走り、粉嶺駅、上水駅、羅湖駅があります。つまりは、中国大陸との玄関に当たる区と言えるでしょう。

最近の『蘋果日報』の記事によると、北区には越境通学している中学生の51.9%（3,942人）、小学生の36.8%（7,067人）が集中しており、それ以外は元朗区、屯門区、大埔区を主な通学先としているとのこと¹²⁾。北区も含めこの4区は全て新界（New Territories）地区¹³⁾に属しています。

5 サポート機関・学習塾

さて、これだけの数の越境通学者がいますので、いろんなサポート機関が存在しています。写真12には「跨境学童服務中心」と書かれていますが、「服務」はサービス、「中心」はセンターなので日本語としては「越境通学者サービスセンター」とでも言うべき施設です。このサービスセンターは深圳中心部に位置する羅湖区（羅湖区跨境学童服務中心（総部））、南山区（跨境学童服務（深圳南山） 跨境新力量計画）、福田区という三つの区にそれぞれ存在しています。サービスセンターは香港側が作ったNPOであり、香港最大の慈善団体である香港ジョッキー・クラブ（塞馬会）の資金援助を受けています。羅湖区婦



写真12 羅湖区跨境学童服務中心

女联合会と香港国際社会服務社との共同（合弁機構）で2007年に羅湖区港人家庭社工服務站を設立し、その後2010年に羅湖区跨境学童服務中心を開設しました。サービスセンターが主に行っている事業は越境通学を考えている保護者たちへの情報提供です。その他、越境通学者の保護者たち、子どもたちのコミュニ

ティー作りも行っています。また、サービスセンターの中には小さな部屋がたくさんあり、そこで英語教室に加えて、美術教室や音楽教室を開いています。児童活動室という遊戯スペースも設けられていました。あくまで副業という位置づけのようですが、越境通学に当たって必要となる英語を教えたりして収入を得ていると訪問時にいただいたパンフレットには書いてありました。

少し落ち着いて考えればわかると思うのですが、香港は広東語を使う人が大半です。しかし、深圳の方は広東語を話す人も多いのですが（深圳にもともと住んでいる人や、広東省の別の地区から移り住んで来た人）、それと共に中国の共通語（普通話）も話す人も多いわけです。また、深圳では、英語が全く分からなくなつて暮らしていけますが、香港ではそうはいきません。公用語の一つである英語を使う必要がやはりあるわけです。したがって、越境通学する子どもにとって、英語を人一倍勉強するというのがニーズとして存在しているということになります。

別の二つの系統のサポート機関にも訪れてみましたが、そちらも NPO でした。一つ目は、身心美跨境服務中心 深圳南山之家（2015年4月試運営開始）です。訪問時に伺った話によると、このサービスセンターは香港身心美慈善基金、屯門婦聯（香港の NPO、1976年成立）、深圳市南山区婦聯の三者が共同設立したものだそうです。二つ目は、写真13の期望管理計劃（深圳）の深圳市懿路同行社会工作服務中心です。このサービスセンターは香港国際社会服務社により2015年6月に設立されたものです。

ここから分かるのは、サポート機関には近年の越境通学者数の増加に応じて2015-16年に設立されたものと、もう少し老舗のものの2種類があるということです。また、サポート機関から伺った話によると、NPOであるサポート機関とスクールバスや学習塾の会社とは全く関係がないとのことでした。



写真13 深圳市懿路同行社会工作服務中心

サポート機関とは別に、越境通学者向けの学習塾もたくさんあります。というのも、深圳と香港には先に触れた英語だけでなく、簡体字と繁体字の違いがあります。繁体字は香港や台湾で使われている難しい方の漢字です。したがって、越境して勉強する子どもたちには、英語と繁体字という二つの負担がのしかかることとなり、だからこそ学習塾のニーズがあるわけです。

6 通学費・教材費と「返回機制」

次に越境通学の問題点ですが、一つは通常よりも長い通学時間です。特に小さい子どもには負担が重くなっています。当然ですが、通学時間が長いということによって、宿題が減るわけでもないし、人よりも時間をかけて通学して、さらに宿題したり予習したりしないといけなくなってしまいます。また、通学費が高いというのも問題です。『深圳統計年鑑2019』によると、深圳住民の平均月収はだいたい8,000元ぐらいです。通学費のうち、特に高いのはスクールバス代です。毎月1,600-1,800元程度取られているという例があります(表1)。もちろん会社によってはもう少し安いところもありますし、居住地区とサービス内容により料金は異なりますが、総じて高めであると指摘できるでしょう。したがって、スクールバスは使わずに保護者自身が口岸まで送迎するという人もそれなりにいるということになります。

また、香港の学校教育自体は無償ですが、教材費はそれなりに取られるようで、1年度2学期制ですが、毎学期1,500元程度かかるようです(表1)。それに加えて、香港の学校に通うとなると、香港や台湾で使う繁体字、さらに英語を勉強する必要があります。しかも、深圳は中国各地から移り住んできた人々により形成された都市なので、広東語を話せる人ばかりではありません。そういう中国の共通語(普通話)を使って暮らしている家庭の子どもの場合、香港は広東語の世界なので、広東語を勉強して、繁体字を勉強し、英語も勉強するという過酷な状況になってしまいます。したがって、勉強が大変だから学校だけでなく学習塾にも行くことになり、そうするとお金がさらにかさむということになります。けれども、そんなことをしてまでも、越境して出産した以上は、やはり香港の学校に通わせたい気持ちが保護者たちにはあるようです。

ところで、2017-2018年度から「返回機制」という政策がとられるようになりました。どういうことかと言いますと、2017-2018年度から香港居住権を持つ子どもも深圳戸籍の子どもと同様に深圳の公立学校へ通学可能になったわけです。手続きもややこしくなくなりました。お金も余計に徴収されません。したがって、実は越境通学を断念する子どもも出てきています。実際、Dは幼稚園は香港に通わせていたものの、小学校は深圳に転校させたという例でした。その母親がはっきり言ったのは、送迎があまりにもつらいということです。彼女は専業主婦ではなく仕事をしている人でしたけれども、子どもの送迎により仕事に差し支えが出るということで、そんなにしてまで香港に通わせる必要はないのではないかと思いついたそうです。せっかく高額のコストを払って香港で子どもを産んだわけなので残念ではあるのだけれど、この制度を使って近くの小学校に通わすことにしましたと話してくれました。さらに、一旦は香港居住権を取得した子どもであっても、それを捨てて中国の戸籍を取得することも制度的に可能になってきました。ということで、香港と深圳どちらの学校に行くのかという問題が最近発生しているわけです。この状況を深圳と香港の差が以前よりも小さくなっている証拠だとみなすこともできるでしょう。

VI おわりに—越境通学が意味するもの—

まとめに入っていきます。「越境通学が意味するもの」と副題を付けましたが、深圳と香港双方にとって越境通学という現象がどのような意味を持っているのかについて、特にメリットとデメリットについて考えてみたいと思います。

深圳側の保護者からすると、子どもの将来の可能性が広がるというのが大きなメリットです。香港で子どもを産んで香港居住権を取らせるのは、最近はいぶかしくなっていますが、やはり香港の方が言論の自由があり、平等であるからです。海外渡航をするのも便利です。中国と香港のパスポートを比べればすぐ分かりますが、香港のパスポートは外国に短い期間であればビザなしで滞在することができる場合が多いです。けれども、中国の方はそうはいきません。日本に来るにも、ビザが必要だったりするという違いがあります。要す

るに、国際的な信頼とも関係しているわけですが、いろいろな可能性が開けるのは、現時点ではまだ香港です。その差はだんだん小さくなりつつありますが、そういうことがあって、香港で勉強して英語が話せて、そしてさらに海外の大学に留学したりとかすると、どんどん可能性が広がっていくということです。あとは、いろんな公共サービスも、教育や医療、福祉に関しても、現時点では香港の方が優れています。

言うなれば、ある種のサバイバルゲームみたいなところもありまして、要は一人目の子どもは中国にいるのですが、二人目は香港居住権を持たせて、そしてどっちかの子どもが成功すればよいのではないかというような、まるで真田家みたいな戦略を考えているようです。また、越境通学者数の増加により関連産業に大きな利益が生み出されていることも見逃せません。スクールバスとか学習塾とか、ある意味ガッポリ儲けている人も深圳にはいるわけです。他にも、中国人を深圳から香港に送り込んでいるとも言えるので、越境通学は中国化の手段なのだという解釈する人も中にはいるようです。

しかし、デメリットももちろんあって、長い通学時間による身体への負担、安全上の問題、家庭の経済状況により教育内容に差が生じること、そして深圳でも香港でも「異質な他者」とみられ、いじめの対象になりかねないとか、中国本土の文化の不受容により海外に行かざるを得ないとか、いろいろあるわけです。

香港の方も、越境通学者数の増加により、スクールバスなどの関連産業は利益を上げています。かつては病院や出産仲介業者もはびこってまして、出産ツアーが行われていたこともあります。デメリットとしては、香港人としてのアイデンティティの低下を招くのではないかと懸念されています。「双非」の子どもが増えると、どうしても同質性がなくなります。あとは、教育の質低下というのも結構重要で、香港に越境通学してくる子どもたちやその保護者たちをイナゴ（蝗蟲）と呼んでいる人もいます。要は、彼らのことを邪魔者扱いしているというわけです。さらには香港の資源を投じて「双非」の子どもたちを教育しても、中国本土で働かれては投資が無駄になってしまうのでは、という考え方もあります。

というわけで、越境通学という現象は、公共サービスのエッジボールとも、ビジネスともみなすことができるものであると考えます。本来、小学校や中学校は義務教育なので公共サービスの一部であり、利益を生む経済行為ではないはずです。けれども、この越境通学という実態が存在してしまっているということは、公共サービスの「エッジボール（擦辺球）」、つまり「法律や規定にぎりぎり抵触しない行為」「違法すれすれの行為」であると捉えることができると思います。法や契約に規定がないからやっぴいというわけです。

しかしながら、さらに考えるならば、深圳と香港を区切る境界というものの確定そして管理というものは、中国と香港（特別行政区）政府の政治行為です。つまり、サック（Robert D. Sack）のいう「人間の領域性」（human territoriality）とかかわる問題と言えるでしょう。「人間の領域性」は「地理的な区域を区切る、ないしはそこへの管理を主張することによって、人々・現象・関係に影響を与え、それらを統御しようとする個人・集団の試み」と定義されます。また、領域性が行使される際には次の三つの要素があるとされます。すなわち、①人やものに対してではなく区域を区分・分類する、②境界などを設定して、領域があることを何らかの形で伝達する、③境界や領域によって行動への強制がはたらく、の三つです（山崎 2013: 68-69）。

領域性は人々の生活に大きな影響を与え、大きな意味で行動を規制するものになります。境界のこっち側と向こう側ではだいぶ違うということです。越境移動の自由は制限されますし、移動に伴う、または戸籍による手続き、金銭負担が発生します。権利も剥奪されます。なので、深圳と香港の間でこのような問題が発生してしまっているというのは、中国と香港の社会システムの矛盾を表すものとも思いますが、両政府は境界の透過性（permeability）を、高くしたり低くしたりというコントロールをしているわけです。しかも度々変えます。けれども、両政府によるコントロールはいつも後手に回る印象があります。どうも後追いの状況なのです。つまり民衆の方が先にいろいろと抜け道を作ったり、さまざまな工夫をしてみたり、越境して出産をしてみたりとか、越境して通学してみたりとか、いろいろな事をした後で政府が対応していくということをずっと繰り返してきました。

それがなぜなのかと考えると、中国や香港双方の人たちにとって、特に一部の人たちにとって大きなメリットというのがあったからなのではないかと思えます。ある種のビジネスとして成り立っていて、利益を得ている人たちがいるわけです。だからこそ、無理に制度を変えたくないというところがコントロールが後手に回る理由なのかなと思います。

越境通学という現象とそれが引き起こした様々な問題は、国境に準ずる境界で区切られた深圳と香港に住む人々が、境界のこっち側と向こう側で制度の差があるがゆえに、それに翻弄されて生きているという状況をよく表したものです。世界広しと言えども、かなり特異な例だと言えるでしょう。

謝辞

本稿は、京都大学の小島泰雄氏を代表者とする科研費（基盤研究(B)）「中国華南の地域構造の再編に関する地理学的調査研究」（課題番号15H05169）を使用した成果の一部である。調査に協力して下さった中山大学地理科学与規劃学院の大学院生の呉寅姍さんと、私たちの聞き取りに応じてくれた方々に感謝の意を表したい。

注

- 1) 『深圳統計年鑑2019』によると、2018年末の深圳市常住人口は1302.66万人であり、そのうち戸籍人口が454.7万人、非戸籍人口が847.97万人である。深圳市統計局・国家統計局深圳調査隊編『深圳統計年鑑2019』中国統計出版社、2019年。
- 2) 本稿で用いる写真は全て2017年8月に筆者が撮影したものである。
- 3) 境界 (border) をめぐる近年の研究動向については、ディーナー&ヘーガン (2015) や岩下 (2016) が非常に参考になる。
- 4) Leung (2012a) は World Academy of Science, Engineering and Technology (WASET) が発行する、いわゆるハゲタカジャーナルに掲載された論文であるが、2001年以降に中国人妊婦の越境出産が増加した理由をはじめ、2010年までの越境通学者をめぐる動向が整理されており、Leung (2012b, 2017) と共に有用である。Chan et al. (2017) が掲載された *Social Transformations in Chinese Societies* 誌は Hong Kong Sociological Association の機関誌である。タイトルや要旨を見る限り、本稿と同じく境界に注目した興味深い内容だと考えられるが、まだ入手できていない。
- 5) Xu (2018) が掲載された *Encyclopedia of Education for Sustainable Development* は、香港大学の Master of Education Programme in Comparative and Global Studies in Education and Development (CGSED) が作成したウェブサイトである。

- 6) 新田 (2020) によると、バイ・シュエ監督は1984年中国甘肅省蘭州市生まれ。6歳の時に両親に連れられ深圳に移住し、18歳までそこで育つ。その後、2007年に北京電影学院監督科を卒業、「THE CROSSING」は長編第一作目であるという。
- 7) 「THE CROSSING—香港と大陸をまたぐ少女—」ウェブサイト [<https://www.thecrossing-movie.com/>]
- 8) 第14回大阪アジア映画祭受賞結果一覧 [<http://www.oaff.jp/2019/ja/outline/prizes.html>]
- 9) 前掲7)のCOMMENTページ。
- 10) 呉さんには2016年8月の江門市での現地調査でも協力していただいた。同調査の結果は柴田(2018)にまとめた。江門市中心部における学校間格差と度重なる学区再編が、子どもを持つ住民たちの生活意識や心情にいかなる影響を与えているか、教育の機会均等を掲げる制度と現実の違いとそれが生み出される原因は何か、についてインタビュー調査に基づき論じたものである。
- 11) 「跨境学生人数十年来首下跌 北区最多」蘋果新聞2020年4月7日 [<https://hk.appledaily.com/local/20200407/FFGGI3D5QN3LFYY7P6NSIOUKHI/>]
- 12) 前掲11)。
- 13) 新界は1898年に展拓香港界址專条により99年間の期限でイギリスに租借された地域のことである。新界は香港総面積の90%を占めるが、人口は半分程度を占めるに過ぎない。香港には、新界のほか、1842年の南京条約でイギリスに割譲された香港島地区、1860年に北京条約で割譲された九龍地区がある。

文献

- Chan, Anita Kit-Wa (陳潔華) et al., 'Border' matters in discussions of cross-border students. *Social Transformations in Chinese Societies* 13(1), 2017. [<https://www.emerald.com/insight/content/doi/10.1108/STICS-04-2017-0005/full/html>] *未見
- Chan, Philip Wing Keung, Cross-border education for pupils of kindergartens and schools: the case of Hong Kong. *The International Education Journal: Comparative Perspectives* 17(3), 2018, pp. 93–107. [<https://openjournals.library.sydney.edu.au/index.php/IEJ/article/view/13074>]
- ディーナー、A・C & ヘーガン、J (川久保文紀訳) 『境界から世界を見る—ボーダースタディーズ入門—』岩波書店、2015。[Diener, A. C. and Hagen, J., *Borders: A Very Short Introduction*. Oxford University Press, 2012.]
- 岩下明裕 『入門国境学—領土、主権、イデオロギー— (中公新書2366)』中央公論新社、2016。
- Leung, Ling Sze Nancy (梁凌詩ナンシー), A study of cross border student in Hong Kong: the new phenomenon of cross border students which arise from cross border birth. *International Journal of Educational and Pedagogical Sciences* 6(4), 2012a, pp. 441–447.

- Leung, Ling Sze Nancy 「出生地主義が提起した居住権問題—香港の事例研究—」立命館国際研究25-2、2012b、171-189頁。
- Leung, Ling Sze Nancy 「中国の義務教育無償化問題からみた「港籍児童」の公民権に対する制約」アジア文化研究所研究年報51、2017、109-115頁。
- Lo, Kwan-hung (羅君雄), *Cross-boundary students between Hong Kong and Shenzhen: a case study of Shan Tsui Public School*. Master's thesis, The University of Hong Kong, 2006. [<http://hub.hku.hk/handle/10722/50435>] *未見
- 宮崎紀秀 「中国本土から香港に通う子供たち(上)(中)(下)」東洋経済オンライン2017年9月5日-7日。 [<https://toyokeizai.net/articles/-/185975>, <https://toyokeizai.net/articles/-/185978>, <https://toyokeizai.net/articles/-/185981>]
- 新田理恵 「香港へ「越境通学」する女子高生の青春を描く—「THE CROSSING—香港と大陸をまたぐ少女—」白雪監督インタビュー—」キネマ旬報 WEB11月下旬号、2020年11月20日 [<https://www.kinejun.com/2020/11/20/post-4865/>]
- 柴田陽一 「中国都市部における学区再編と学校間格差—広東省江門市を事例として—」摂大人文科学26、2018、71-94頁。
- Xu, Tongling, Cross-border schooling in Hong Kong. *Encyclopedia of Education for Sustainable Development*, 2018. [<http://www.encyclopediasd.com/blog-1/2018/10/19/cross-border-schooling-in-hong-kong>]
- 山崎孝史 『改訂版 政治・空間・場所—「政治の地理学」にむけて—』ナカニシヤ出版、2013。